

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第35号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年2月5日（土） 13時21分ごろ	
発生場所	島根県松江市恵曇港北西方沖 恵曇灯台から真方位338° 4.7海里付近 (概位 北緯35° 36.9′ 東経132° 55.9′)	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 遊漁船 第五金宝丸、2.98トン 272-3114（船舶検査済票番号）、個人所有</p> <p>B モーターボート 征優丸、5トン未満（長さ6.34m） 272-16644島根、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 右舷船首部に擦過傷</p> <p>B 右舷側後部に擦過傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが、1人で乗り組み、遊漁客1人を乗せ、恵曇港北西方沖を約3.5ノットの対地速力で釣り場を探しながら南進中、魚群探知機の操作に気を奪われ、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、平成23年2月5日13時21分ごろ、衝突の衝撃を感じた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、恵曇港北西方沖において船首を西に向け、錨泊して遊漁中、船長Bが、衝突の約10～15秒前、右舷方から接近するA船に気付いて手を振って合図をしたものの、A船の船首部とB船の右舷側後部とが衝突した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>	
その他の事項	A船及びB船とも、乗船者の全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、恵曇港北西方沖を南進中、船長Aが、魚群探知機の操作に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、恵曇港北西方沖において錨泊中、船長Bが接近するA船に向かって手を振って合図をしたが、A船と衝突したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、恵曇港北西方沖において、A船が南進中、B船が錨泊中、船長Aが、適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
----	---